

議案第34号

上越市印鑑条例の一部改正について

上越市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

上越市印鑑条例の一部を改正する条例

上越市印鑑条例（昭和50年上越市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「15歳未満の者及び成年被後見人」を「次に掲げる者について」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第13条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。